

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日が休日には、
当たる日のとどける)

鳥取県告示第五百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
米沢歯科医院	鳥取市南町六〇九	昭和六十一年四月二十四日

鳥取県告示第五百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- ◆告 示 生活保護法による医療機関の指定（三件）
- ◆生活保護法による指定医療機関の廃止（二件）
- ◆青少年に有害な図書類の指定
- ◆国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- ◆国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- ◆土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（三件）
- ◆基本測量の実施
- ◆選管告示 政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◆公安告示 特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の要旨
- ◆公 告 縱砲刀剣類所持等取締法による聴聞
- ◆公 告 火薬類取扱保安責任者試験の実施

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
菅村内科医院	米子市東福原二四八一	昭和六十一年四月三十日

鳥取県告示第五百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
名和町国民健康 保険診療所	西伯郡名和町大字名和六〇〇	昭和六十一年四月十五日

鳥取県告示第五百五十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
名和町国民健康 保険診療所	西伯郡名和町大字加茂四一一	昭和六十一年三月三十一日

鳥取県告示第五百五十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図

昭和六十一年五月十四日

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
板倉内科医院	米子市西三柳二三三一	昭和六十一年二月二十二日

鳥取県告示第五百五十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

種類を次のとおり指定したので、画條兼二項の規定どもの如く長方形。

留保料十母五円十圆

鹿路町留事 頃 頃 昼 夜

指定番号	種別	題	図書号	發行行	類 表示された発行所名	
1890	録音テープ	明菜とマッチのニャンニャンテープ	MS-6-E	キャラル出版		
1891	雑誌その他	エロスフォーカス マゾ子好き。	E-F-6-E	株アッフル社		
1892	"	イブデラックス 花より美少女	E-V-6-E	アリス出版		
1893	"	スクランブル通信 THE・URA 快楽図鑑	F-D-7-8	アリス出版		
1894	"	淫夢 愛シテ下さい	F-E-7-0	アリス出版		
1895	"	ソドム 爆裂性交決定版 スペルマ大爆裂!!	ZM-6-E	アリス出版		
1896	"	欲情おしめり娘 LOVE me	F-D-3	キャラル出版		
1897	"	フオトキヤバレー 玉ならこすつてあげる デカイ 魔がいい	H-K-7-E	キョードー出版		
1898	"	Mint Kiss やっと、逢うことができたね。	推誌コ-7-3-6 7-8-5	株大洋図書		
1899	"	牝 女喪失願望 至上の愛	E-S-6-E	企画		
1900	"	秘部しばり 美少女緊縛	F-D-7	企画		
1901	"	痴漢ごっこ もっと激しくして!!				
1902	"	痴漢ローレンス 春性	6月号			
1903	"	漫画カルメン	6月号			
1904	"	漫画エロトラップ	6月号			
1905	"	少女濡れぐあい				
1906	"	激画ジャック	6月号			

指こすり 新宿行進曲 FD-7-9 Do企画

H-H-7-E Do企画

ZD-6-E Do企画

SH-7-E トライビジョン

ロア出版

株式会社大亞出版

株式会社新社

株式会社日本文芸社

株式会社大英社

株式会社新社

株式会社大英社

株式会社新社

昭和60年5月14日 火曜日

1907	"	漫画アイドル	6月号				
1908	"	漫画ダイナマイト	6月号				
1909	"	明菜ちゃんの 看護婦日記		雑誌 ド 0 5 3 - 6	9 - 6	9 - 9	辰巳出版株式会社
1910	"	漫画オリンピア	6月号	雑誌 ド 0 5 3 - 6	9 - 6	9 - 9	辰巳出版株式会社
1911	"	漫画ラブアタック	6月号	雑誌 コ- ド 0 7 3 - 6	8 - 6	8 - 7	辰巳出版株式会社
1912	"	劇画スペシャル	6月号	雑誌 コ- ド 0 8 3 - 6	6 - 6	7 - 6	辰巳出版株式会社
1913	"	漫画聖少女館	6月号	雑誌 コ- ド 0 8 3 - 6	5 - 5	6 - 6	ミリオン出版株式会社

鳥取県告示第五百五十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条规定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第五百六十号
国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県知事 西尾邑次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の年月日
申出の都道府県名	受理の年月日	
下村歯科医院	日野郡溝口町溝口一七五及び 一七五之一	昭和六十年四月 十一日
井上歯科医院	八頭郡郡家町大字郡家六四七	昭和六十年四月 一日
"	全国	昭和六十年四月 十一日

昭和60年5月14日 火曜日

鳥取県公報

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年五月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（精密測地網一次基準点測量）

二 作業期間 昭和六十年五月十五日から昭和六十年三月十五日まで

三 作業地域 鳥取市、米子市、八頭郡用瀬町、郡家町、智頭町及び佐治

村、気高郡青谷町、東伯郡北条町、閔金町及び赤崎町、西伯

郡中山町、大山町、会見町、岸本町、名和町及び西伯町並び

に日野郡溝口町、日野町、日南町及び江府町

鳥取県告示第五百六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、北山団地及びほきもと団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務をそれぞれ八東町及び佐治村に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百六十六号

昭和五十一年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十一年五月十六日から施行する。

昭和六十一年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

倉吉市役所	倉吉市役所	倉吉市役所
出張所	出張所	出張所
羽合支店	東伯郡羽合町大字田後	倉吉市葵町

昭和60年5月14日 火曜日

鳥取県取引公報

選舉管理委員会告示

鳥取県選舉管理委員会告示第115号

政治資金規正法（昭和三十二年法律第二百九十四号）第十九条の七第一項の規定による特定公職の候補者の保有金の收支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基いて、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県選舉管理委員会委員長 前田虫雄

保有金の收支報告書の要旨

期間 昭和58年1月1日～同年12月31日

特定公職の候補者の氏名 前田 宏

公職の種類 県議会議員(候補者等)

報告年月日 昭和60年4月11日

保有金の収入・支出の総額

政治団体の名称 谷口武後援会	(1) 収入総額 14,673円
報告年月日 昭和60年4月1日	ア 前年繰越額 14,673円
収入・支出の総額	イ 本年収入額 0円

1 収入総額 0円	1 収入総額 0円
2 支出総額 (2) 支出総額 14,673円	2 支出総額 0円

公安委員会告示

政治団体の名称 大橋二郎後援会

報告年月日 昭和60年4月19日

1 収入・支出の総額

人件費 12,000円
備品・消耗品費 2,673円
合計 14,673円

鳥取県公安委員会告示第115号

銃砲刀劍類所持等取締法（昭和三十二年法律第六号）第十一條第一項の規定に基いて、次のとおり公開による聴聞を行つので、同条第一項の規定

鳥取県選舉管理委員会告示第115号

政治資金規正法（昭和三十二年法律第二百九十四号）第十九条の七第一項の規定による特定公職の候補者の保有金の收支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基いて、その要旨を次のとおり公表する。

じめの如く示す。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年五月十四日

昭和60年5月14日 火曜日

報 公 県 取 鳥

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項の規定により、甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和60年5月14日

鳥取県公安委員会係長 秋 久 駿

1 聽聞の期日及び場所
昭和六十一年五月二十一日午後一時から
鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県公安委員会係長室（鳥取県上本1 試験の種類及び試験課目
(1) 試験の種類
ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験
イ 乙種火薬類取扱保安責任者試験(2) 試験課目
ア 火薬類取締りに関する法令
イ 一般火薬学1 被聴聞者の住所及び氏名
鳥取市仁多見二丁目七番地
北山寿治米子市米原七八〇番地
大橋 勉2 試験の期日及び場所
(1) 試験の期日
昭和60年8月1日（木）(2) 試験の場所
鳥取市及び米子市3 受験手続
次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県建設業協会各支部に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写 真

縦6センチメートル、横5センチメートルのものであつて、出願前6月以内に撮影した正面半身像のものを受験願書の所定欄にはり付

公 告

報公県取鳥

ること。

(4) 住民票抄本

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 3,800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に
はり付けること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書受付期間

昭和60年6月15日（土）から同月29日（土）まで（郵送による場合は、
昭和60年6月29日（土）までの消印があるものは、有効とする。）

6 受験票

受験願書を受けたときは、受験票を交付する。

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課（電話0857-26-7082）に問い合わせ
ること。